

○山口（俊）委員 自由民主党の山口俊一でございます。

久しぶりに総務委員会で質問の機会をいただきました。諸般の事情でなかなか総務委員になれないんですが、きょうは機会をお与えいただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

同時に、実は前々から、片山大臣に大変私は関心を抱いておりまして、とりわけ私が副大臣のころ等々ずっと拝見をしておりまして、一度ぜひとも質問をさせていただきたいと思っておりまして、格別の思いでございます。

ただ、こういった時期でもございます。まずは震災関係から質問させていただきたいとおったわけですが、これは一月ぐらい前から質問をどうかと言われておりまして、実はあのころに、先ほど我が党の森山委員の方からも質問がございました避難民の皆さん方の住民票の問題ですね、これは当時聞くところによりますと、住民票を移しなさいというふうな指導がされるかもしれないという話を聞いておりまして、これはちょっと大変だなというふうな思いがありました。私自身もこの問題に対しては思い入れがございますので、若干重なりますけれども、質問させていただきたい。

先ほどもお話がございましたけれども、ある意味で、とりわけ住民票、住民基本台帳というのはまさにすべての根幹をなすものであります。やはり一つのきずなでもあるし、住民票、住民基本台帳というものをもとにして、いわゆる納税義務も発生する、選挙権もある、あるいはまた、その人数によって例えば交付税の算定も変わってくるというふうな話で、まさに地方自治の根幹をなすものだろうと思うんです。

そういった中で、今回やむを得ずして、あるいはある意味で強制的に避難せざるを得なくなってしまったという皆さん方、やはり一日も早くふるさとに帰りたい、あるいはふるさとにおけるきずなを取り戻したい、コミュニティーを取り戻したいという大変強い思いがとおりになるんだろうと思う。それを阻害するようなことは決してしてはならぬ。さっきも三宅島の話が出ました。三宅島のように特例的な措置で、住民票を移さずとも、その地域における、避難先における行政サービス等々をしっかりと提供していく必要があるんだろうというふうな思いでございます。

ほとんど趣旨は同じかもわかりませんが、いま一度、大臣の思いを聞かせて

いただきたいと思います。

○片山国務大臣　今回、原発被災地で避難を余儀なくされておられます住民の皆さん方は、本当に、一日も早くもとのところに戻って平穏な生活を送りたいということでありますけれども、しかし、現実には、やむを得ずある程度の期間、避難を余儀なくされるわけであります。

その方々が仮に住民票を移されて避難先で生活をされる場合には、それは避難先の市民、住民として何の支障もなく行政サービスを受けられるわけでありますけれども、しかし、それは御本人の皆さんの意思とは違った形になってまいりますし、避難元の自治体の皆さんの意思とも反することになります。そうしますと、これもやむを得ず住民票は置いたままで、しかし避難先で生活をされる。その際に、先ほどお話がありましたけれども、肩身が狭くなく、また気兼ねなく、ちゃんと行政サービスを受けられるようにする、そういう条件を整えてあげることが必要だと思います。これが原点であります。

したがって、それに必要な施策というものが必要になるわけでありまして、避難元から要請があった事務については避難先できちっと、住民の皆さんと同じような生活が送れるようにするということが、これを新たに特例法として書くことが必要だと思いますし、あわせて、これも先ほどちょっと触れましたけれども、やむを得ず住民票を移さざるを得ない方も出てまいります。現におられますけれども、そういう方々が避難元の自治体との間の紐帯といいますかきずなを、一体感を保っていけるような措置も必要だと思います。そういうことを今回、新しい法律に盛り込みたいと思っております。

昨日も、実は私、福島に赴きまして、双葉郡の八カ町村、南相馬市長さん、それから田村市、飯舘村、それぞれの町村長さんと一堂に会しまして、県庁も交えて意見交換をしましてまいりましたけれども、大体、今私どもが考えております法案について賛意といいますか賛同が得られましたので、早く法案としてまとめて国会に提案して、御審議をお願いしたいと今考えているところであります。

○山口（俊）委員　これは、住民票を移す方あるいは移さない方、いろいろあるんですね。避難元、避難先、それぞれこれは大変難しい調整というか検討というのが今後必要になってくるんだろうと思うんです。

ただ、さっきお話をいただいたように、やはり住民の皆さん方の思いを大事にさせていただくということで、もう面倒くさいから移してくださいということが決してないように、ぜひとも配慮していただきたい。恐らく住民の皆さん方にとって、自治体、自分が所属をしておいたコミュニティーを守る一つの方法というのは、そこへ住民票を置くかどうかという話にもなるわけでありまして、十分そこら辺は配慮して、十四日以内にちゃんとしなさいよなんということがないようにお願いをしておきたいと思います。

また、これは先ほど森山先生の方から御確認をいただきましたが、避難先における避難民に対するさまざまな住民サービス、これはある程度長期間にわたってきますと、当然その自治体の負担にもなってくるというふうな話でありますので、普通交付税あるいは特交等々でしっかり御配慮いただけるというふうなことでありますので、それはそれでよろしくをお願いをしたいと思います。

同時に、避難元ですね。例えば、新聞報道を見ておりますと、今回、既に住民票を移した方々が被災三県で昨年の三・四倍、三月から五月で三万一千七百五十二名というふうなことであります。これは当然、住民票を移してしまったということになりますと、もといた、いわゆる避難元の人口が激減をしてくるというふうな状況もあろうかと思えます。とりわけ今回、被災地に過疎市町もあるわけでありまして、そこら辺で、本当に自治体が復旧復興できるのかというふうな瀬戸際に立たされていくおそれもあるわけですね。

そういった中で、概算要求等々いろいろな時期が迫ってきておりますので、では、次年度の普通交付税の算定をどうするのかというふうな検討も恐らくなさっておられると思うんです。当然、住民の頭数が減ればこれは減りますよね。当然、行政サービスが少なくて済むのであれば基準財政需要額というのでも減っていきますよね。これはある意味で、これからの復旧ということを考えると相反する事態にもなりかねないわけで、そこら辺のことをどう考えておられるのか、お聞かせをいただきたい。

○片山国務大臣　これは非常に重要な問題であります。私もそういう重要な問題だと認識をしております。

実は、今回の原発被災地の自治体というのは一様ではありません、非常に多様であります。といいますのは、役場機能をそのまま移さざるを得ない自治体も数多くありますし、役場機能、市役所の機能は置いたまま、しかし一部の住

民の皆さんが避難を余儀なくされるとか、そういう違いもあります。それから、役場機能を移さざるを得ない自治体の中でも、例えばその区域外で、避難先で小中学校を経営したいというところもありますし、それはしないというところもあります。自前で事務を継続したい、そういう事務もあるんですけども、やはり委託せざるを得ないという面もあります。ですから、そういうことにきめ細かく配慮しなければいけないと思います。

財政面でいいますと、普通交付税の基本部分の人口は国勢調査の人口を使っておりますので、これは本年の二月に概算といいますか、中間のところで速報値として公表いたしましたけれども、それを当面使いますので、実人口が減ったとしても交付税の基本部分は変わらないということになります。

もちろん、小学校、中学校の子供さんがよそに移っていけば交付税は変わってまいります。しかし、残った事務をちゃんとやる財政措置はしなければいけない。その辺をきめ細かく算定いたしまして、それでもどうしても避難元の市町村で財政運営が困難になるというようなことが生じることがあってはいけませんので、それは特別交付税などで適切な措置を講じてまいりたいと今考えているところであります。

○山口（俊）委員 お話のとおりだろうと思うんですね。これは、大変煩雑な作業にいろいろなってくると思うんです。では保険がどうだから始まっているいろいろ出てきますので、そこら辺はしっかり、きめ細かく、しかも地域の住民あるいは首長さんの思いをちゃんと聞いてあげて対応していただきたい。大臣は結構現地に入られて、いろいろお話を聞いていただいておりますので、どこかのあの閣内不統一みたいなことがないようにしっかりと対応していただきたいと思っております。

それと、今回の被災に関して、被災地以外の全国の都道府県あるいは市町村から、大変な援助あるいは職員の派遣等々があったわけです。これはもう御案内のとおりです。私の地元の徳島でも、県職員を初め市町村職員等、千五百八十四人派遣というふうなことが地元紙に出ておりましたけれども、職員の派遣がある。あるいは、震災直後に緊急の物資を送ろうということで、各県、非常用の備蓄の物資を持ってまして、これをお送りしたりしていますよね。たしか高知は全部お送りしたんじゃないかなと思うんです。徳島は慎重に三分の一か何かだったと思うんですが、そういったいろいろな援助をしてきました。

これに対して、もちろん防災協定等々を結んでおるところもあるのだろうと思うんですが、当初は確かにボランティアというか、まさに緊急時お助けをするということでいいんですけれども、これはまだ職員を派遣し続けておるわけですね。そこで、派遣をした元の自治体の負担というのも当然出てきておるわけでありまして。

ですから、そこら辺の、職員の派遣あるいは物資の援助等も含めて援助をした自治体に対して、そういった負担にはどういうふうにおこたえをなさるおつもりなのか、総務省としてのお考えをお伺いしたい。

○片山国務大臣 今お話を伺っていて思い出したんですけれども、私が鳥取県の知事をやっておりましたときに、徳島県と防災援助協定を結びまして、その際、徳島に伺って、立派な防災センターも見せていただきました。そこにいろいろな防災のための物資、機材を備蓄してありました。そういうものの中から、恐らく今回、現地に支援をしていただいたんだらうと思います。

そういう物資の支援を、全国知事会が中心になっていち早く今回やっていただきましたし、続いて人的な支援、これは短期派遣が中心になりますけれども、知事会、市長会が人的な支援、職員の派遣をやっていただいております。あわせて、これからは、ある程度長期的な派遣というものが今順次行われつつありまして、これからしばらくの間、全国の特にこれは市町村の職員が被災地に派遣をされているところであります。いずれにしましても、派遣をする、それから物資を送る側にとってかなりの負担になりますので、それは今回、政府としてちゃんと手当てをしてあげなければいけないと考えております。

既に四月の段階で、特別交付税を今回、特例交付いたしました。たまたまと言うつもりはありませんけれども、本年の三月末に交付税法の改正が行われまして、特別交付税を年度中途でも随時交付できるという特例交付の規定が盛り込まれましたので、その規定を適用して、第一回目の適用は被災地へが中心になりましたけれども、支援をしていただいた全国の自治体にも既に特別交付税を交付しております。

今後、よく精査をいたしまして、実情を伺って、支援をしていただいた全国の自治体に対して適切な特別交付税の措置をしまいたいと考えております。

○山口（俊）委員 ぜひとも、そういったことで、これは今回の大災害にとどまらない話なんだろうと思うんですね。例えば東南海・南海等も予測される中で、お助けをする、それも継続してずっと援助ができるというふうなことになるわけですから、今後のこともいろいろ考えて、ぜひとも、しっかりと措置をしておいていただきたいと思います。

同時に、今のお話を聞いておって、ふっと私も思い出しているというか気がついたわけですが、これは通告をちゃんとしておりませんが、御感想なりを聞かせていただきたいと思いますというのが一つあります。

瓦れき処理等、いろいろなことがなかなか進まないという御批判が物すごく出ておるわけですよ。事実まだ三割、そういった状況下にある中で、国として、かつて私どももいろいろ提案はさせていただいたんですけれども、例えば一般廃棄物は市町村ですよ。だから、例えば、瓦れき処理は市や町でやりなさいよ、そのかわり後で交付税でちゃんと見てあげますというわけですね。

ところが、実態としては、それこそ職員の皆さん方の半分ぐらいが津波で流されてお亡くなりになられたところもあるわけです。あるいはまた、各市町村は、決められた予算の中で通年の予算執行をしておるわけですね。ですから、突如ああいうふうな大災害が起こって、それに対してこういうお金が要るよ、こういうお金が要るよとなった場合に、では、現実に目の前にお金があるのかどうかですね。後で交付税で上げるから先にやっておきなさいよというのでは身動きがとれないところも相当あるんだろうと思うんです。等々、そういったことがあって相当おくれてきておるのではないかというふうな思いが私はしたものですから、大臣、御感想でいいですから、どうですか。交付税ばかりでやるというのは限界があると私は思う。

○片山国務大臣 今回の瓦れき処理について言いますと、大半は国費で措置をします。ただ、一〇〇%国費ではありませんで、若干すき間があって、それをとりあえず地方債で賄って、それを後年度、交付税で措置をする、こういうことになっているわけでありませう。

したがって、交付税というのはいずれにしても後年度の話になるものですから、とりあえずは国費と地方債で対応するというところで資金的には賄えることになっているんですが、私も調べてみますと、交付手続というものを必ずしも自治体の方で早くやっておられない。これは事情がありまして、国費の率とい

うものが、これは災害一般でありますけれども、全体の事業費が見込めないと最終的な率が決まってこないという面がありまして、なかなか中途段階で申請をするということが、してもいいんですけれども、はばかられたんだろうと思います。そんなことがわかったものですから、これは関係省とも相談をして、中途段階でどんどんと申請を受け付けて、それで、とりあえず概算になると思いますけれども交付をしていくということに、大分以前にしたわけであります。

一般廃棄物は市町村の所管、こういうことになっているんですけれども、ちょっと今回の瓦れきは一般の廃棄物と違いますので、そういう面での戸惑いも多少ありました。そういうこともあって、宮城、岩手、いずれも県の方がある程度主体的に取り組むということもあったりして、その間の調整もあったりして手間取った面はあるだろうと思います。

もちろん基本は、あれだけの大量の瓦れきを集積する場所一つなかなか探せない、それから二次処理も、やはり相当の量でありますから時間もかかる、そういう制約もあったんだろうと思いますけれども、財政的といいますか資金面でいいますと、そういう面があったということは確かであります。

○山口（俊）委員　そこら辺、総務省は総務省としてのそういった思いもおありになると思うので、やはり、今要するというお金があるわけですね。当然そういった事業というのは前渡金等々があるわけなので、そこら辺がちゃんと動くように、総務省としてしっかり対応してあげていただきたい。ようやくそれらしき法案も出てきたようではございますけれども、遅いと思うんです。ちゃんと対応していただければとお願いをしておきたいと思います。

それと、若干話題はかわりますが、消防団員とか職員の賞じゅつ金等、これは賞じゅつ金にとどまらず、御案内のとおり、いわゆる職団員に対する賞じゅつ金と団員に対する公務災害補償というのがあるわけですね。

これに対して、一次補正でおおむね三十億強ですか、当時わかっておった、お亡くなりになった消防団員等が百十一名ということで出されたんだろうと思うんですが、これはその後、二百七十六名死亡と確認されたというふうなことで、当然、それなりの予算が必要になってくるわけであります。

実は私ども、一次補正のときも、とりわけ公務災害補償等に絡んで、たしか百億ですよ、百億予算を組んだらどうだというふうな御提案をしたわけですが、いやいや大丈夫だということでこういう形になったわけですが、

これについて御見解をまずお伺いしたいと思います。

○鈴木（克）副大臣 私の方から御答弁をさせていただきます。

今委員おっしゃいましたように、まさに一身を顧みず災害の犠牲になられた方々に対して、賞じゅつ金を支給させていただくということでもあります。

お話にありましたように、第一次補正では三十三億円ということで組ませていただきました。当時、四月七日時点で、今お話にありましたように百十一名の方がということでありました。当然それ以外にも、今後、新たにそういう方々が出てくるということは考えられたわけでありすけれども、とりあえずその時点で確認できたということで、そのようにさせていただきました。しかし、現段階では不足が考えられますので、これは今後の補正予算の中できちっと対処をさせていただきたい。これは賞じゅつ金に対してであります。

また、公務災害補償、いわゆる消防団基金の件でございますけれども、これも今、亡くなった方々の御遺族への補償金の支払いや、対象の可能性のある消防団員の方々の調査を行っておるところでございます。財源措置につきましても、消防団基金とも協議をしながら必要な対策を講じてまいりたい、このように考えております。

以上であります。

○山口（俊）委員 副大臣今お話しのとおり、それこそ命をなげうって頑張ったわけですよ。私もお邪魔をして聞いたんですけれども、津波だ、津波が来た、みんな逃げろと呼びかけに行ったところをだっとやられたとか、あるいは樋門の方を見に行ったら波にのみ込まれた等々、もうそれこそ、職務を果たそう、みんなのために何とかという思いの中でお亡くなりになられたわけですね。その皆さん方に対して、予算が足りないなんというばかなことがあってはならぬと私は思うんですよ。

実は今回、私ども、この賞じゅつ金の関係は恐らく同じだと思うんですが、五十億円、そして公務災害補償で二百三十五億円、党として二次補正に入れてくださいという要望を今まとめさせていただいております。これはとりわけ、恐らく賞じゅつ金の方はそれなりの金額がすぐに積み上がるんでしょうが、スピード感が要るんですよ。もう既に百十一名の方はお支払いになっておられるわけです。それで、どんどんわかってきた、これはまだなんですね。とりわけ



公務災害補償については、従来では基金に関しては交付税措置をしておりましたね、市町村分。これでは遅いです。ぜひとも、それ以外の方法で結構ですから、いち早く手当てをしていただきたい。

また、消防協会の方の共済事業というのもあります。これは当然、協会が共済事業として独自にやっておる話なので、あえて国がというふうな話もあろうかと思いますが、これも哀れな状況なんですね、御案内のとおりですよ。泣く泣く減額ですよ。それに対しても、何らかの措置をぜひとも検討していただきたい。

一言お願いします。

○鈴木（克）副大臣　まさに委員がおっしゃるところ、私も同感でございます。できる限りの対策、対処をさせていただくことをお約束させていただきたいと思っております。

○山口（俊）委員　ありがとうございました。ちゃんとウオッチングしておりますので、ぜひともしっかりとやっていただきたいと思っております。

実はまだ、地方公務員制度とか、あるいは今回の国家公務員の給与削減に絡んで地方公務員はというふうな質問も予定をしておったんですが、あと五分でありますので、確認だけさせていただきたいと思っております。

今回、国家公務員の給与引き下げということになったわけではありますが、これは私も質問主意書を出させていただきました。答弁もちゃんと読ませていただきました。確かに、地方公務員の給与に関しては強制するようなことはしないというふうな答弁書になっておりましたが、抽象的というか、私にすると、財務省がどうとでもできそうだなというふうな感じがするわけですよ。例えば、よくやる手と言ったらおかしいんですけども、別に強制はしませんと言いながら、行革努力等ということで、人件費並びの交付税が減額をされるなんということもあり得るわけですよ。

そこら辺、これまでせつかく麻生内閣以降二年続けて交付税というのは増加傾向にあるわけで、今、委員長席に座っておられるかつての大臣も大変頑張っていたわけでありまして。しかし、そういった傾向の中で、これは残念ながら交付税というのは色がついておりません。しょっちゅう知事さんや市町村長さんから言われるんです、ふやしたと言われるけれども、どこがふえておる

か全くわからぬ、この部分は面倒を見ましたよというけれども全くわからぬ、こういうわけですね。

ですから、ある意味で、人件費見合いが削られるのではないかという心配を物すごくしています。大臣、それはないとはっきりおっしゃってください。

○片山国務大臣 今次の問題で、せつかくの機会でありますから、少し考え方を申し上げたいと思います。

ポイントは二つありまして、従来は、国家公務員が給与を下げた場合には、給与を下げるという閣議決定をしたときにあわせて地方公務員についても言及をしまして、地方公務員も同様の措置をとるように要請する、指導する、そういうことを書き込んでおりましたけれども、これは、私が閣内に入りまして、昨年十一月一日に当時の人事院勧告を処理したときにそういう文言は省きました。それは、原理原則にのっとり、地方公務員はそれぞれ地方公務員法に基づいて給与決定原則がありますから、国が決めたから同様にしろということには理にかないませんのでやめました。これは今次も同じであります。それが一つです。

問題は、今議員がおっしゃったように、そうはいっても今度は交付税の方で切り下げるのではないか、そういう懸念がありますけれども、これは、例えば給与費というものを地方財政計画で見込む場合に、そういうことはしませんということを政府内で確認しておりますので、そういう御懸念はないようにしたい。これからいろいろな雑音が出てまいりますから、現段階で、一切そういう声が出てこないということまで私が保証することはできませんけれども、そういう声が仮に出てきたとしても、そういうことが具現化されないようにしたいと考えております。

○山口（俊）委員 それこそ大臣、職を賭して頑張るだけの値打ちのある話でありますから、しっかり頑張っていただきたい。

既に御案内のとおり、各自治体はそれぞれ頑張っておるわけですよ。人事院勧告に上乘せをして職員の給与カット等も既にいろいろなところがやっておる。あるいは議会も、定数削減から始まって、国会はなかなかですけども、それこそ血を流すような努力をずっとしております。ただ、やはりこういう時期ですから自主的にやっていただくということは当然あるわけで、大臣のことです

から、そこら辺は十分わきまえていただいておりますので、しっかり頑張ってください。

地方公務員制度につきましてもちょっとやりたかったんですが、終了しましたという紙が来てしまいました。ぜひとも、また機会があればいろいろと御議論させていただきたいと思います。

いろいろとありがとうございました。終わります。